



山形県公報

平成17年8月9日(火)
第1666号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                          |               |       |
|--------------------------|---------------|-------|
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了..... | (農村計画課)       | ..885 |
| 県営土地改良事業計画の決定.....       | (村山総合支庁農村計画課) | ..886 |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....      | (庄内総合支庁農村計画課) | ..同   |
| 県道の供用の開始.....            | (村山総合支庁建設総務課) | ..同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....       | (村山総合支庁建築課)   | ..同   |
| 同.....                   | (同)           | ..887 |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 政治団体の設立.....       | 同     |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 同     |
| 政治団体の解散.....       | ..888 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同     |
| 同.....             | ..889 |

### 公 告

|                |         |       |
|----------------|---------|-------|
| 一般競争入札の公告..... | (管財課)   | ..890 |
| 同.....         | (河川砂防課) | ..891 |
| 同.....         | (病院事業局) | ..894 |
| 同.....         | (同)     | ..895 |

### そ の 他

|                         |        |       |
|-------------------------|--------|-------|
| 山形県市町村職員共済組合の決算の公告..... | (市町村課) | ..896 |
|-------------------------|--------|-------|

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第706号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年8月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名        | 地 区 名 | 工事完了年月日    |
|--------------|-------|------------|
| 水田農業振興緊急整備事業 | 大野    | 平成17年6月27日 |

|                           |   |             |
|---------------------------|---|-------------|
| 水 田 農 業 振 興 緊 急 整 備 事 業 添 | 津 | 平成17年 7月 1日 |
|---------------------------|---|-------------|

## 山形県告示第707号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営鳴谷地地区土地改良(農地環境整備事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月 9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営鳴谷地地区土地改良(農地環境整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
上山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年 8月19日から同年 9月16日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第708号

庄内赤川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年 8月 1日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月 9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
(1) 新規土地改良事業計画書の写し(伊勢横内地区)  
(2) 庄内赤側土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年 8月12日から同年 9月 9日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第709号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年 8月 9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年 8月 9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 山形市城南町三丁目 5番26から  
同 春日町 9番 1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8月11日

## 山形県告示第710号

次の開発行為は、完了した。

平成17年 8月 9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成16年 7月20日 指令村総建第5004号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
山形県東村山郡山辺町大字大塚字近江833番 1、835番 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形県東村山郡山辺町大字大塚180番地  
會田 保兵衛

山形県告示第711号

次の開発行為は、完了した。

平成17年 8月 9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年 3月29日 指令村総建第5028号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
山形県東村山郡中山町あおば11番 1、11番 6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形県東村山郡中山町大字長崎222番地21  
小野 彌市

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年 8月 9日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日          |
|-------------|---------|-----------|-----------------|----------------|
| 中 沢 洋 後 援 会 | 中 沢 洋   | 五十嵐 金 吾   | 鶴岡市本町三丁目14 - 32 | 平成<br>17. 6.22 |
| 佐藤みねお後援会    | 田 村 俊 三 | 遠 藤 勝 雄   | 同 由良一丁目20番 8号   | 平成<br>17. 7. 4 |
| 関とおる後援会     | 太 田 慶 治 | 佐 藤 加 智 弥 | 同 三和町 3番 7号     | 平成<br>17. 7. 5 |

山形県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年 8月 9日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 政 党

| 政治団体の名称   | 異動事項      | 内 容       |         | 届出年月日          |
|-----------|-----------|-----------|---------|----------------|
|           |           | 新         | 旧       |                |
| 自由民主党羽黒支部 | 会 計 責 任 者 | 小 野 寺 弘 一 | 加 藤 長 二 | 平成<br>17. 7.13 |

## 山形県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年8月9日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------|--------------|---------------|
| 高橋和雄南陽後援会 | 解 散          | 平成17. 4.15    |

## 山形県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年8月9日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

(その他の政治団体)単位：円

| 政治団体の名称                          | 高橋和雄南陽後援会 |
|----------------------------------|-----------|
| 報告年月日                            | 17. 3.29  |
| 収入総額                             | 0         |
| 前年繰越額                            | 0         |
| 本年收入額                            | 0         |
| 支出総額                             | 0         |
| 本年收入の内訳                          |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |           |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |           |
| 政党匿名寄附                           |           |
| 事業収入(内訳別掲)                       |           |
| 交付金収入                            |           |
| 借入金(内訳別掲)                        |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |           |
| 支出の内訳                            |           |
| 経常経費                             | 0         |
| 人件費                              |           |
| 光熱水費                             |           |
| 備品・消耗品費                          |           |
| 事務所費                             |           |
| 政治活動費                            | 0         |
| 組織活動費                            |           |
| 選挙関係費                            |           |
| 事業費                              | 0         |
| 機関紙発行事業費                         |           |
| 宣伝事業費                            |           |
| パーティー事業費                         |           |
| その他の事業費                          |           |
| 調査研究費                            |           |
| 寄附・交付金                           |           |
| その他の経費                           |           |
| 資産等の有無                           | 無         |

山形県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 8月 9日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | 高橋和雄南陽後援会 |
|----------------------------------|-----------|
| 報告年月日                            | 17. 5. 6  |
| 収入総額                             | 0         |
| 前年繰越額                            | 0         |
| 本年収入額                            | 0         |
| 支出総額                             | 0         |
| 本年収入の内訳                          |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |           |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |           |
| 政党匿名寄附                           |           |
| 事業収入(内訳別掲)                       |           |
| 交付金収入                            |           |
| 借入金(内訳別掲)                        |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |           |
| 支出の内訳                            |           |
| 経常経費                             | 0         |
| 人件費                              |           |
| 光熱水費                             |           |
| 備品・消耗品費                          |           |
| 事務所費                             |           |
| 政治活動費                            | 0         |
| 組織活動費                            |           |
| 選挙関係費                            |           |
| 事業費                              | 0         |
| 機関紙発行事業費                         |           |
| 宣伝事業費                            |           |
| パーティー事業費                         |           |
| その他の事業費                          |           |
| 調査研究費                            |           |
| 寄附・交付金                           |           |
| その他の経費                           |           |
| 資産等の有無                           | 無         |

---

公 告

---

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年8月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

| 場 所                             | 日 時                     | 入札に付する物件                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形市松波二丁目 8 番 1 号<br>山形県庁 601会議室 | 平成17年 9月16日(金)<br>午前10時 | 山形市大字土坂字潤坂269番 2、同270番 1、<br>同547番、同548番、同552番 1、同553番、同<br>554番、同557番、同字日向574番 2<br>土地及び建物<br>宅 地 (実測) 9,508.99平方メートル<br>(公簿) 9,653.72平方メートル<br>住宅建 1,721.22平方メートル<br>雑屋建 9.72平方メートル<br>畑(現況は原野) 29,115.60平方メートル |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                                                                                                                         | 場 所                             | 日 時                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 山形市大字土坂字潤坂269番 2、同270番<br>1、同547番、同548番、同552番 1、同553<br>番、同554番、同557番、同字日向574番 2<br>土地及び建物<br>宅 地 (実測) 9,508.99平方メートル<br>(公簿) 9,653.72平方メートル<br>住宅建 1,721.22平方メートル<br>雑屋建 9.72平方メートル<br>畑(現況は原野) 29,115.60平方メートル | 山形市松波二丁目 8 番 1 号<br>山形県庁 603会議室 | 平成17年 9月 2日(金)<br>午前10時 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2065)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、留山川ダム建設事業堤体工事の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システムにより執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年 8月 9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札書の提出期間、開札場所及び開札日時

- (1) 提出期間

平成17年10月31日(月)から同年11月2日(水)までの午前9時から午後4時30分まで(ただし、最終日にあつては午前9時から午後4時まで)

## (2) 書面による入札

イ 電子入札システムにより難しい者は、契約担当者の承諾を得て、書面での入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札の参加を希望する者は、入札書を平成17年11月2日(水)午後4時まで山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部管理課予算担当に提出すること。

(3) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室

(4) 開札の日時 平成17年11月4日(金) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 留山川ダム建設事業堤体工事(以下「対象工事」という。)

(2) 工事の場所 天童市大字山口地内

(3) 工事の概要 重力式コンクリートダム

堤高 46.0m

堤頂長 115.0m

堤体積 65,000m<sup>3</sup>

(4) 工期 平成23年3月18日(金)まで

(5) 予定価格 3,543,807,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(6) 入札方法

イ 総価により行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ロ この工事は、入札時に県が示した図面及び仕様書等(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等に関する提案を受け付ける入札時V E方式の試行工事とする。

入札時V E提案の審査の結果、標準案の内容と異なる提案に基づいて入札参加を認められた者は当該提案による入札を行い、標準案に基づいて入札参加を認められた者は標準案による入札を行う。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の規定による競争入札参加資格者名簿に土木一式工事の資格者として掲載されている者3者で自主構成する特定建設工事共同企業体であること。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。

(3) 特定建設工事共同企業体の構成員は、そのいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。

イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。

ロ 出資比率は、20パーセント以上であること。

ハ 対象工事に係る入札につき他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていない者であること。

ニ 山形県から指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 特定建設工事共同企業体の代表者は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。

ロ 平成7年4月以降に堤高30m以上のコンクリートダム工事を元請け(共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。)として施工した実績を有すること。

ハ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、ロに掲げる工事と同種の工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できること。

なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できるものであること。

(イ) ダム工事総括管理技術者の資格を有するとともに、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) ロに掲げる工事と同種の工事の経験を有する者であること。

(ハ) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の29第1項の規定による総合評定値又は総合評定値の通知を受けていない者にあつては、改正前の法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の



結果の通知の総合評点(以下「総合評定値等」という。)が、土木一式工事について1200点以上であること。  
ただし、総合評定値等は直近のものに限り、これらの算出に係る経営規模等審査の基準日は、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出日前1年7月以内であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員のうち一つの構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 平成7年4月以降に堤高15m以上のコンクリートダム工事(砂防ダム工事を除く。)を元請け(共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。)として施工した実績を有すること。

ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

(イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) イに掲げる工事と同種の工事の経験を有する者であること。

(ハ) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ハ 総合評定値等が、土木一式工事について、1200点以上であること。

(6) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員のうち(5)以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 平成7年4月以降に堤高15m以上のコンクリートダム工事(砂防ダム工事を含む。)を元請け(共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。)として施工した実績を有すること。

ロ (5)ロ(イ)及び(ハ)の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

ハ 総合評定値等が、土木一式工事について、950点以上であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部河川砂防課ダム管理整備担当  
電話番号023(630)2619

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を(2)に掲げる日時に山形県電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、山形県土木部河川砂防課に持参するものとする。

イ 申請書

ロ 2の(6)ロに係る入札時VEに関する書類

ハ 3の(4)二、3の(5)ハ及び3の(6)ハに係る総合評定値等を記載した書面の写し

ニ 3の(4)ロ、3の(5)イ及び3の(6)イに係る施工実績を証する書類

ホ 対象工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ヘ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ト 特定建設工事共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

(2) (1)に掲げる書類の受付期間は、平成17年8月9日(火)から同年9月9日(金)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時30分まで(ただし、最終日にあつては午前9時から午後4時までとし、書面による提出の場合は、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 申請書等の用紙は、山形県土木部河川砂防課において配布する。

(4) 入札参加資格及び入札時VE提案の審査の結果は、申請者に通知する。

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。)を付すこと。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

8 落札者の決定方法

規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 10 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 3の(1)の名簿に登載されていない者も5により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該名簿に登載されていなければならない。
- (3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (4) 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は山形県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約は山形県工事請負契約約款によるものとする。
- (5) 本工事は、契約締結後に受注者から技術提案を受け付け、技術提案が知事の事前審査で承認された場合、その技術を基に施工することができる契約後V E方式の対象工事である。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 詳細については入札説明書による。
- (8) 入札説明書の交付期間は、平成17年8月9日(火)から同年11月2日(水)まで(県の休日を除く。)とする。
- (9) 入札参加者は、工事費内訳書を入札時に提出すること。
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

#### 11 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the Tomeyamagawa Dam
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 12 September 2005
- (3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4:00 P.M. 2 November 2005( tenders brought with 4:00 P.M. 2 November 2005 or submitted by mail : 4:00 P.M. 2 November 2005 )
- (4) Contact point for the notice : Prefectural Facilities , River Management and Erosion Prevention Division , Public Works Department Yamagata prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-ken , 990-8570 Japan TEL 023-630-2619

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年8月9日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日 時 平成17年9月22日(木)午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)
- (2) 調達予定数量 2,700キロリットル
- (3) 納入期間及び納入方法 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

- 3 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札公告の日付 平成17年 2月 8日
- 4 入札参加者の資格  
特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成17年 1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。
- 5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院医事経営課用度係 電話番号023(685)2623
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年 3月県規則第 9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の 2の規定に該当する入札は、無効である。
- 8 落札者の決定方法  
山形県財務規則第120条第 1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 9 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 その他
  - (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (2) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 11 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 2,700kl
  - (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. September 22, 2005
  - (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL023-685-2623

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第 1項の規定により、マルチスライスCT装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成17年 8月 9日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院 2階会議室
  - (2) 日 時 平成17年 9月20日(火) 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 マルチスライスCT装置 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成17年12月27日(火)
  - (4) 納入場所 山形県立日本海病院
  - (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号0234(26)2001
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成17年9月9日(金)までに提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-Ray Computed Tomography Scanner : 1
- (2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. September 20, 2005
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

## そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

平成17年8月9日

山形県市町村職員共済組合

理事長 市川 昭 男

### 1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一部<br>事務組合等 | 合計 |
|----|----|---|-------------|----|
| 13 | 27 | 4 | 22          | 66 |

### 2 組合員数及び給料月額について

| 組合員の種別       | 一 般       |           | 市町村長    |         | 特定消防    |         | 船員一般    |         | 長 期 | 任意継続    |
|--------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|
| 組合員数(人)      | 15,706    |           | 44      |         | 1,386   |         | 7       |         | 0   | 339     |
| 区 分          | 長 期       | 短 期       | 長 期     | 短 期     | 長 期     | 短 期     | 長 期     | 短 期     | 長 期 | 短 期     |
| 給料月額(千円)     | 5,366,491 | 5,394,125 | 27,280  | 34,138  | 468,692 | 468,692 | 2,907   | 2,907   | 0   | 104,949 |
| 1人当たり給料月額(円) | 341,684   | 343,444   | 620,000 | 775,864 | 338,162 | 338,162 | 415,343 | 415,343 | 0   | 309,586 |

## 3 組合職員の数について

(単位：人)

| 経 理 単 位 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員     | 16  | 5   | 15  | 1   | 3   | 40  |

## 4 各経理単位の収支状況について

(単位：千円)

| 区 分              | 短 期       | 長 期         | 業 務     | 保 健     | 宿 泊     | 貯 金     | 貸 付     | 物 資    | 基礎年金<br>支 払 |
|------------------|-----------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-------------|
| ( 収 入 )          |           |             |         |         |         |         |         |        |             |
| 負 担 金            | 4,064,988 | 14,872,708  | 139,299 | 384,691 |         |         |         |        |             |
| 掛 金              | 4,113,833 | 7,633,549   |         | 239,792 |         |         |         |        |             |
| 施設収入・商品売上        |           |             |         |         | 392,182 |         |         |        |             |
| 組合員貸付金利息         |           |             |         |         |         |         | 468,508 |        |             |
| 受託商品手数料          |           |             |         |         |         |         |         | 29,030 |             |
| 補助金・交付金・国庫金      | 292,081   | 2,017,360   |         | 8,379   |         |         | 32,523  |        | 1,277,673   |
| 利息及び配当金等         | 291       | 1,764,859   | 52      | 61      | 2       | 182,832 | 102     | 20     |             |
| そ の 他 収 入        | 623       | 10,922      | 880     | 31,577  | 167     |         |         | 773    |             |
| 他経理からの繰入金        |           |             | 66,989  |         | 99,050  |         |         |        |             |
| 前年度繰越<br>支払準備金   | 678,978   |             |         |         |         |         |         |        |             |
| 前年度繰越<br>長期給付積立金 |           | 87,867,880  |         |         |         |         |         |        |             |
| 計                | 9,150,794 | 114,167,278 | 207,220 | 664,500 | 491,401 | 182,832 | 501,133 | 29,823 | 1,277,673   |
| ( 支 出 )          |           |             |         |         |         |         |         |        |             |
| 給 付 金            | 4,226,583 | 20,845,787  |         |         |         |         |         |        | 1,277,673   |

|                  |           |             |         |         |         |        |         |        |           |
|------------------|-----------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|-----------|
| 役職員給与            |           |             | 117,553 | 43,309  | 142,869 | 4,251  | 18,783  |        |           |
| 厚生費              |           |             | 116     | 439,706 | 107     | 7      | 13      |        |           |
| 旅費・事務費           |           |             | 10,861  | 3,453   | 2,755   | 3,074  | 2,290   | 856    |           |
| 商品仕入・飲食材料費等      |           |             |         |         | 104,873 |        |         |        |           |
| 委託費              |           |             | 7,986   | 4,579   | 39,240  | 7,249  |         |        |           |
| 委託管理費            |           |             | 566     | 247     | 6,650   |        | 205     | 163    |           |
| 賃借料              |           |             | 6,258   | 4,887   | 9,393   | 448    | 2,586   | 127    |           |
| 普及費              |           |             | 2,351   | 1,834   | 3,536   | 958    | 1,298   | 753    |           |
| 負担金              |           |             | 17,668  | 6,366   | 30,004  | 624    | 2,552   | 20     |           |
| 消費税              |           |             | 1,341   | 13,854  | 140     | 670    | 315     |        |           |
| 減価償却費            |           |             | 1,561   | 382     | 45,794  | 13     | 266     | 66     |           |
| 支払利息             |           |             |         |         | 4,842   | 36,899 | 411,907 | 24,742 |           |
| 各種拠出金            | 2,862,370 | 5,790,772   |         |         |         |        |         |        |           |
| 介護納付金            | 546,580   |             |         |         |         |        |         |        |           |
| 連合会支払金           | 430,289   | 13,212      | 12,726  | 176     |         |        | 23,313  |        |           |
| 他経理への繰入金         | 25,760    | 41,229      |         | 99,050  |         |        |         |        |           |
| 貸付債権保全金          |           |             |         |         |         |        | 26,134  |        |           |
| その他支出            | 4,259     |             | 2,071   | 409     | 55,854  | 31,631 | 244     | 1,787  |           |
| 次年度繰越<br>支払準備金   | 669,594   |             |         |         |         |        |         |        |           |
| 次年度繰越<br>長期給付積立金 |           | 87,476,278  |         |         |         |        |         |        |           |
| 計                | 8,765,435 | 114,167,278 | 181,058 | 618,252 | 446,057 | 85,824 | 489,906 | 28,514 | 1,277,673 |
| 当期利益金            | 385,359   | 0           | 26,162  | 46,248  | 45,344  | 97,008 | 11,227  | 1,309  | 0         |

## 5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

(単位:千円)

| 区 分     | 短 期       | 長 期        | 業 務     | 保 健     | 宿 泊       | 貯 金        | 貸 付        | 物 資       | 基礎年金<br>支 払 |
|---------|-----------|------------|---------|---------|-----------|------------|------------|-----------|-------------|
| (資 産)   |           |            |         |         |           |            |            |           |             |
| 流 動 資 産 | 1,494,673 | 11,494,121 | 223,606 | 323,778 | 329,129   | 2,639,803  | 803,022    | 1,258,296 |             |
| 固 定 資 産 | 0         | 75,982,157 | 6,806   | 2,283   | 1,071,570 | 9,813,787  | 20,249,864 | 253       |             |
| 計       | 1,494,673 | 87,476,278 | 230,412 | 326,061 | 1,400,699 | 12,453,590 | 21,052,886 | 1,258,549 | 0           |
| (負債・資本) |           |            |         |         |           |            |            |           |             |
| 流 動 負 債 | 33,679    |            | 1,876   | 38,552  | 19,073    | 12,199,432 | 19,340     | 1,079     |             |
| 固 定 負 債 | 669,593   |            | 69,286  | 16,981  | 325,045   | 553        | 20,432,831 | 1,200,000 |             |
| 剰 余 金   | 791,401   | 87,476,278 | 159,250 | 270,528 | 1,056,581 | 253,605    | 600,715    | 57,470    |             |
| 計       | 1,494,673 | 87,476,278 | 230,412 | 326,061 | 1,400,699 | 12,453,590 | 21,052,886 | 1,258,549 | 0           |

## 正 誤

発行年月日 県公報  
番 号 ページ 行

誤

正

平成17. 7. 8 第1657号 795 14 (3) 納入期限 平成17年11月30日(水) (3) 納入期限 平成17年11月30日(水)  
ただし(1)へについては平成17年  
12月20日(火)

平成17年8月9日印刷  
平成17年8月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056